

議案第 79 号

八幡浜市水道法施行条例及び八幡浜市水道法施行条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市水道法施行条例及び八幡浜市水道法施行条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例

(八幡浜市水道法施行条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市水道法施行条例（平成 24 年条例第 52 号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこ
れに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める<u>布設工事監督者が有すべき資格</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による<u>大学（短期大学を除く。以下同じ。）</u> _____ 又は 旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科 <u>又は</u> _____ これに相当する課程を修めて卒業した後、<u>1 年 6 月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による<u>大学</u> _____ 又は <u>旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>2 年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による<u>専門学校（次号に</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める<u>資格</u> _____ は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による<u>大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、</u> 又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科 <u>若しくは</u> _____ これに相当する課程を修めて卒業した後、<u>2 年以上</u> _____ 水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による<u>大学の土木工学科</u> 又は <u>これに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u> _____ を修めて卒業した後、<u>3 年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による<u>専門学校</u></p>

において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を

、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(水道技術管理者の資格)

において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後

）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校

において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業生については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生（学校教育法による専門職大学

<p>_____<u>ご</u>とに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)</u>であって、<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p><u>(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p>	<p><u>の前期課程の修了者を含む。)</u>ごに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) (略)</p>
--	---

(八幡浜市水道法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 八幡浜市水道法施行条例の一部を改正する条例(平成31年条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則(平成31年3月26日条例第12号)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による<u>第2次試験</u>のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>八幡浜市水道法施行条例第3条第10号及び第4条第7号</u>の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による<u>第2次試験</u>のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</p>	<p>附 則(平成31年3月26日条例第12号)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による<u>第2次試験</u>のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>この条例による改正後の八幡浜市水道法施行条例第3条第8号</u>の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による<u>第2次試験</u>のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。